

仙台グローバルスタートアップ・キャンパス事業 仕様書

1 委託業務名

仙台グローバルスタートアップ・キャンパス事業

2 事業の目的

起業への関心が高い仙台・東北の若手人材に対して、世界標準のアントレプレナーシップ教育プログラムの提供や、世界のトップを走る海外のスタートアップ・エコシステムの現場での実地研修を通して、起業マインドの醸成や起業意欲の向上を図り、仙台・東北の若手人材から、グローバルに挑戦し得るスタートアップを立ち上げることを目指す人材へと育成することで、本市を中心とした起業家を連続的に輩出するエコシステムの構築を目指す。

3 業務の実施要件

- ・参加者は、若手起業家、起業を検討・実施している又は起業に強い関心を持つ大学生、大学院生、高専生等とすること。
- ・各プログラムの実施にあたっては、参加者がプログラムを通して学ぶべき重要なテーマや要素を設定し、プログラム受講後の目指すべき状態を明確化し、その実現に向けた内容を提案すること。
- ・後述の4(1)及び(2)にて提供する教育プログラムはオンラインも可能とする。

4 業務の内容

(1) アントレプレナーシップ教育プログラムの実施（採択者 100 人程度を想定）

起業に関心のある仙台・東北の若手人材に対して、米国の大学等のノウハウやプログラムを活用した世界最先端のアントレプレナーシップ教育プログラムを提供すること。

提供するプログラムは、下記を網羅できる内容を想定する。

【想定内容】

- ・スタートアップのビジネスモデルを理解できる
- ・参加者のスタートアップに対する興味やモチベーションを高める
- ・ビジネスアイデア創出や事業の検証・資金調達手法等、スタートアップ設立において必要不可欠な知識が習得できる
- ・参加者自身が実現したいビジョンをスタートアップのビジネスモデルに落とし込むことができる

【プログラム実施にあたっての要件】

- ・公募形式にて参加者を広く募集すること。公募にあたり、広報資料の作成や広報チャネル

の開拓・アクセスを行うこと。

- ・参加者募集にあたり、東北域内の大学等での説明会を複数回実施すること。また、スタートアップとの親和性が高いと見込まれる教育機関や学部・研究室等への個別訪問等アプローチを実施し、より事業化確度や起業意欲の高い参加者が増えるよう工夫すること。
- ・参加者全員のコミュニケーションツール（Slack 等）の活用や、参加者の地域ごとにグループを組成するなど、相互に刺激し合いながらプログラムを進められる体制を構築し、グループごとに伴走者を設置し、丁寧に進捗管理等の各種サポートを行うこと。
- ・提供するプログラムをより効果の高いものとするため、参加者の知識向上の確認の場や学びのアウトプットを目的とした企画を実施すること。

例) ビジネスアイデア創出やスタートアップに対する知識を深めることを目的としたワークショップやセミナー、ビジネスアイデアのプレゼンテーション機会提供等
頻度としては月 1 回程度を想定しているが、より効果的な提案をすることは構わない。
各回全員が参加する想定で、オンライン形式も可とする。

- ・(1)のプログラム参加者が、(2)以降のプログラムの選抜結果に関わらず、継続的にビジネスアイデアの深堀や具現化に向けたアクションを起こすことを促すような仕組みづくりを行うこと。

(2) リーダーシッププログラムの実施（採択者 20～30 人程度を想定）

(1)のプログラム参加者から起業への関心度が高い者を、プログラムへの参加意欲や、ビジネスアイデアの確度等から委託者と協議の上審査により選抜し、起業に向けてより実践的なプログラムを提供すること（プログラム内容は下記を含むものを想定しているが、より効果的と判断する内容を提案することは構わない）。

【プログラム実施にあたっての要件】

後述の(3)の潜在起業家派遣プログラムと、(5)最終成果発表会に向けて、下記の内容を実施することを想定する。

- ・(1)にて組成したビジネスアイデアの壁打ち・ブラッシュアップ
- ・事業化に向けて必要なプロセス（仮説検証や市場調査、ユーザーヒアリング等）に関するレクチャー
- ・ビジネスアイデアの発表・フィードバック機会の提供

※本市が別途委託により実施する「仙台スタートアップスタジオ推進事業」と連携し、参加者がビジネスアイデアを発信し、フィードバックを得る機会を 1 回以上設けること（アーバンネット仙台中央ビルでの開催を想定。会場費の計上は不要）。

(3) シリコンバレー等における潜在起業家派遣プログラムの実施

(2)のプログラム参加者をシリコンバレー等の世界のイノベーションの中心地に派遣することで、スタートアップ立ち上げに対する強固なモチベーションやグローバルに成功するためのマインドセット・ノウハウの習得に繋げること。

プログラムの実施に際しては、訪問先の起業家・アクセラレーター等による講義・講演や

ワークショップ等に参加するインプットの機会と、参加者が(2)までのプログラムで組成した自らのアイデア等を発表しフィードバックを得るアウトプットの双方の機会を設けること。

【プログラム実施にあたっての要件】

- ・プログラムに際して、参加者への旅費の支給や、旅券手配、現地滞在でのサポートを行うこと（参加者の旅費も本事業に含むが、参加料を一定額徴収することは差し支えない）。
- ・プログラム期間にあたっては、参加者の安全に配慮した実施体制を構築すること。
- ・プログラム終了後も契約期間中はプログラム参加者のフォローアップを行うこと。

(4) プログラム過年度参加者に対するフォローアップ・連携の実施

委託者と協議の上、過年度に本プログラムを受講した参加者に対して、ビジネスアイデアの壁打ち・ブラッシュアップや、事業化に向けて必要な支援を実施すること（5者～10者程度に対するサポートを想定しているが、より優れた内容を提案することは構わない）。

なお、本業務での支援対象者は、ビジネスアイデアのブラッシュアップやビジネスモデルの再構築等、基礎的な支援を必要とする者を想定している。本市が別途委託する「仙台スタートアップスタジオ推進事業」のハンズオン支援では、事業立ち上げ段階や事業立ち上げ間もないスタートアップを対象者として想定しており、対象ステージの重複が起こらないよう、委託者や仙台スタートアップスタジオ事業の受託者との綿密な連携と協議を行い、対象者を選定すること。

また、(1)、(2)のプログラム実施に関連して、過年度参加者と今年度のプログラム参加者同士の交流の機会を、イベント等を通じて積極的に創出すること。

(5) 最終成果発表会の開催

(1)～(3)のプログラム終了後、上記(3)の参加者を中心に最終成果発表会を仙台市内で開催すること。

成果発表会の開催にあたっての企画、登壇者の確保、会場費の支払い、広報、カメラマンの手配、集客、会場設営（音響・照明等含む）、当日の運営・配信、配布資料制作、謝金等費用負担及び支払等を行うこと。

- ・実施時期：令和8年2～3月頃
- ・実施場所：アーバンネット仙台中央ビルを予定
- ・実施内容：採択者によるプレゼンテーション、交流会等

(6) 情報発信・広報

プログラム HP の活用やメディア等との連携により本プログラムの実施状況等を逐次情報発信し、潜在起業家層の発掘・拡大及び当市の起業家支援プログラムの認知度向上を図るための広報について、企画及び実施すること。

特に学生や若い世代が日頃情報収集に使用する SNS の活用等、効果的な施策を提案すること。

(7) 実施拠点

本業務の遂行にあたり、効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。

なお、実施拠点については、仙台市内に確保することを原則とするが、より効果的な支援が実施できると委託者が判断する場合は、首都圏等に拠点を設けることも差し支えない。

(8) アンケート等の実施

本業務にて実施するイベント、プロジェクト等の参加者に対し、定期的にアンケートを実施し、業務の効果を把握し次回以降のイベント、プロジェクト等の改善に活かすように取り組むこと。

(9) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(8)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連絡先と連携内容、起業家支援の方策等の見解、提言をまとめた報告書を作成して納品すること（ワードもしくはエクセルファイル及び A4 縦の紙媒体、写真・映像データ）。

(10) その他

ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努めること。

イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

4 委託料

委託料の上限額 55,000,000 円(消費税及び地方消費税含む。)

5 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

6 その他留意事項

(1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。また、より効果的と考えられるプログラムを提案することは差し支えない。

(2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。

(3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。

(4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。

(5) 人件費を計上する際はインターン生の人件費は含めないこと。

- (6) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。